

ひとり親家庭福祉のしおり広告募集要領

(趣旨)

第1条 名古屋市在住のひとり親家庭等に交付している「ひとり親家庭福祉のしおり」への広告掲載の募集については、名古屋市広告掲載要綱及び子ども青少年局広告掲載要領（以下「局要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を募集する広告媒体は、名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課（以下「子ども未来企画課」という。）が、名古屋市各区民生子ども課・各支所区民福祉課（以下「窓口」という。）にひとり親に関する相談があった方や、ひとり親支援を行う関係機関等に配布するために製作するもので、次表のとおりとする。

名 称	ひとり親家庭福祉のしおり
規 格	A4 縦、両面、約 41 頁、無線綴、1 色刷（墨） 表紙及び裏表紙：色紙 本文：白色紙 紙質：色上質中厚口
発行部数	11,000 冊（令和 7 年度発行分）
発行時期	令和 8 年 7 月
配布期間	令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月
配布対象	ひとり親に関する相談で窓口に来られた方および関係機関等
内 容	名古屋市のひとり親支援事業に関する情報提供

- 2 配布部数は、相談受付数の増減等により、発行部数と異なる可能性があります。
- 3 掲載制度の改正等に伴い、上記の内容を予告なく変更する場合があります。

(広告の規格等)

第3条 ひとり親家庭福祉のしおりに掲載する広告の概要は次表のとおりとする。

媒体の種類	印刷物
広告の規格及び掲載位置	ア 掲載位置：裏表紙裏面（広告掲載面図 1 参照） 1 枠 各天地 160mm、左右 160 mm イ 掲載位置：もくじ裏面（広告掲載面図 2 参照） 1 枠 各天地 120mm、左右 170 mm ウ 掲載位置：養育費保証料補助事業 下部 5 ページ目（広告掲載面図 3 参照） 1 枠 各天地 100mm、左右 170 mm エ 掲載位置：ひとり親家庭等への大学受験料等補助 下部 27 ページ目（広告掲載面図 4 参照） 1 枠 各天地 80mm、左右 170 mm
広告掲載料	1 枠につき 5 円以上 ただし、発行部数の変動に関わらず、合計金額は、1 枠の値段に前条の表の発行部数を乗じた金額とする。

広告掲載期間	令和8年7月～令和9年3月（令和8年度発行分）
その他	広告面には、連絡先を記入するものとする。 （広告主ウェブサイトの URL 及び QR コードの掲載可）

（申込み手続き）

第4条 ひとり親家庭福祉のしおりに掲載する広告の掲載申し込みを行う者は、次条に規定する募集期間中に名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書（様式第1号）に、掲載したい広告内容及びデザインを記載した書面を添えて押印のうえ、持参又は郵送により申込むものとする。ただし、当該広告のデザインを電子メールにより送付する場合は、PDF ファイル形式にしたものに限る。

<p>申込み先 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課 E-mail : a2522@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp</p>

（募集期間）

第5条 広告の募集期間は、令和8年5月1日（金）から令和8年6月2日（火）までとする。

（選定方法）

第6条 別冊に掲載する広告の選定は、広告枠ごとに提示金額の高いものから決定するものとし、提示金額が同額の場合は、次の各号に掲げる順位により決定するものとする。

- (1) 第1順位 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第7条第1項の規定により子育て支援企業に認定されている者であること
 - (2) 第2順位 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体であること
- 2 前項によってもなお募集枠数を超えた場合は、抽選により順位を決定する。

（広告掲載料の納入）

第7条 市長は、第6条により広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告掲載者」という）へ広告掲載料の納入を通知する。

- 2 広告掲載者は、前項により納入通知を受けたときは、本市の定める期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。

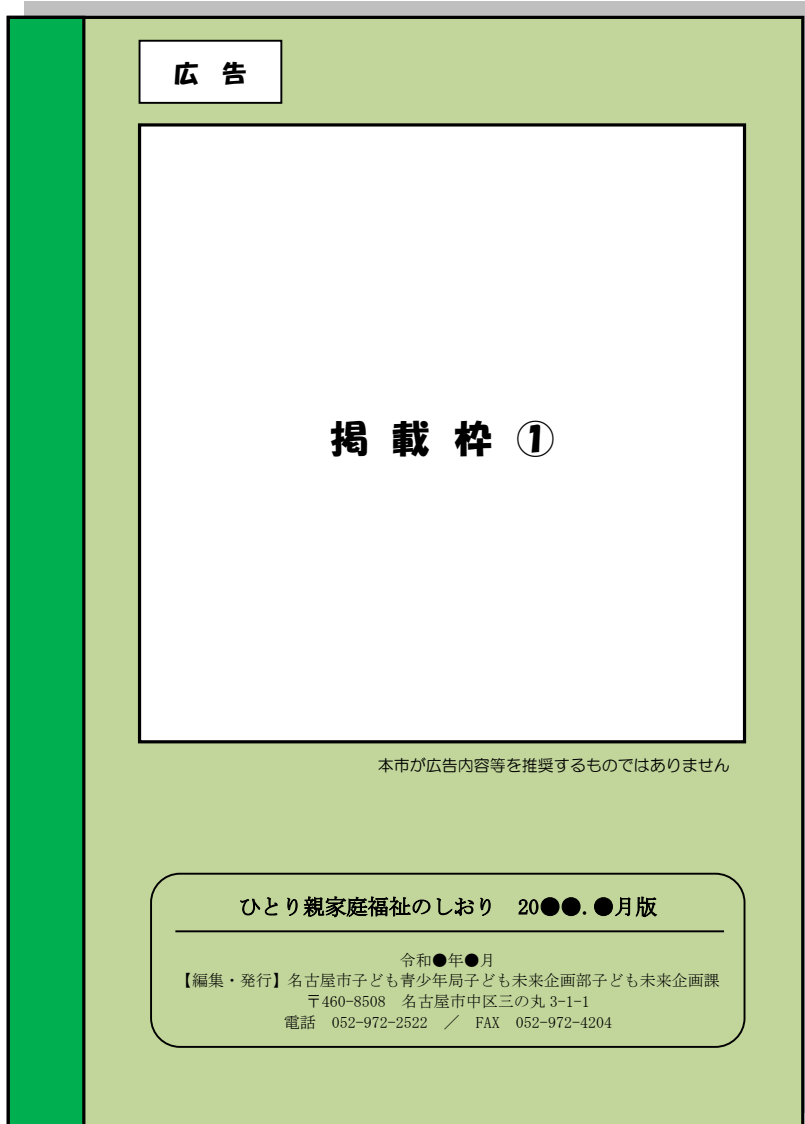
（掲載手続き）

第8条 広告内容については、局要領第9条第1項の規定に基づく審査会の承認を得ることを要する。

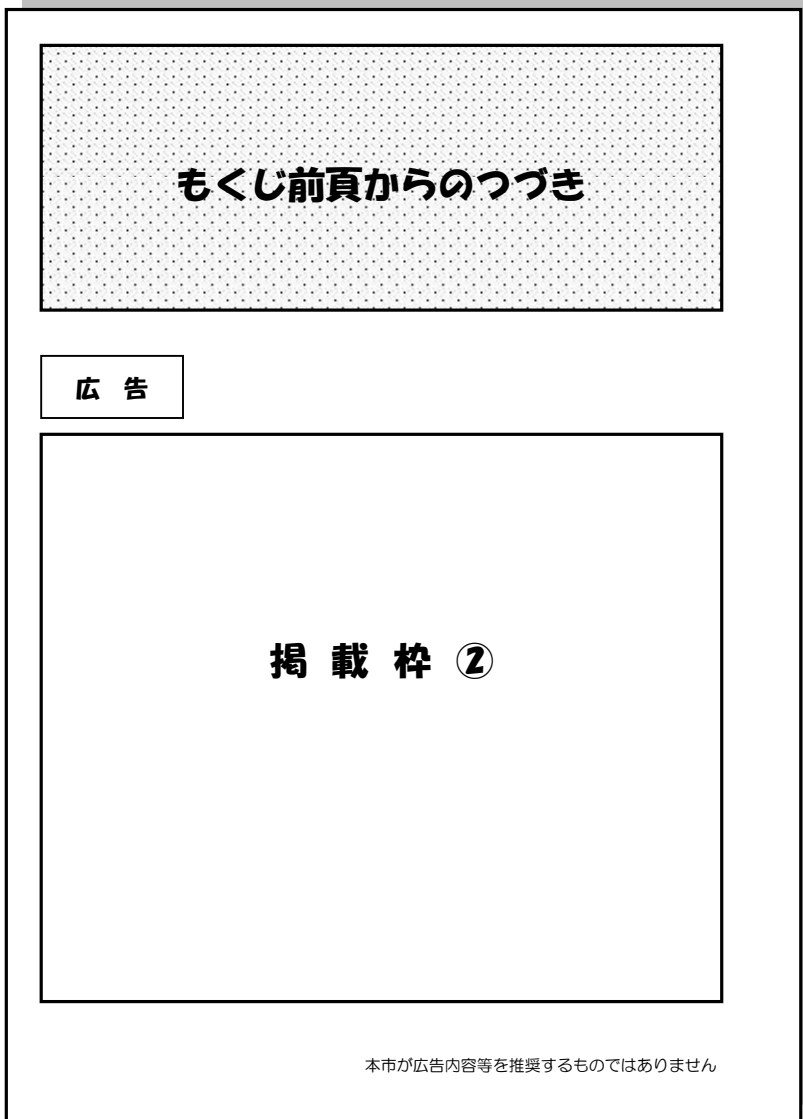
（その他）

第9条 この要領に定めのない事項は、子ども青少年局長が別に定める。

[広告掲載面図1]
裏表紙裏面



[広告掲載面図 2]
裏表紙の裏面



[広告掲載面図3]

養育費保証料補助事業 下部

The diagram shows a rectangular frame representing an advertisement page. At the top, there is a large rectangular area with a stippled background, containing the text "養育費保証料補助事業" (Childcare Fee Guarantee Subsidy Program). Below this, on the left side, is a small rectangular box containing the text "広告" (Advertisement). To the right of this box is a large, empty rectangular area, with the text "掲載枠③" (Posting Frame ③) centered within it. At the bottom right of the entire frame, there is a small line of text: "本市が広告内容等を推奨するものではありません" (We do not recommend the content of this advertisement).

養育費保証料補助事業

広告

掲載枠③

本市が広告内容等を推奨するものではありません

[広告掲載面図4]

ひとり親家庭等への大学受験料等補助 下部

The diagram shows a rectangular advertisement layout. At the top is a large rectangular area with a stippled background, containing the title "ひとり親家庭等への大学受験料" (University Entrance Fee Subsidy for Single-parent Families). Below this is a small rectangular box containing the word "広告" (Advertisement). Underneath that is a large empty rectangular box, with the text "掲載枠④" (Display Frame ④) centered within it. At the bottom right of the entire layout, there is a small line of text: "本市が広告内容等を推奨するものではありません" (We do not recommend the content of this advertisement).

ひとり親家庭等への大学受験料

広告

掲載枠④

本市が広告内容等を推奨するものではありません